



テミス通信

第 30 号 / 2017年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



菊花展

かつて一緒に仕事をさせていただいた方や、あるいは久々に中学や高校、大学の同窓生と巡り会い、互いに喜びあえることは幸せなことですね。

小学校入学を祝う「一年生になったら」という歌に、

「友だち100人できるかな♪」という歌詞がありますが、

さて、私たちは、これからどれだけ多くの人巡り会うことができるでしょうか。

一期一会と言いますが、心を磨き、ひとつひとつの出会いに正直に

等身大で向き合いたいと思います。

今年最後となります「テミス通信 第30号」をお届けします。

(佐井恵子)

お正月休みのお知らせ

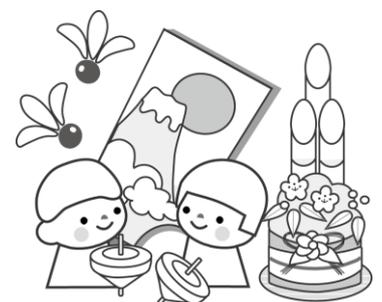
少し早いですが、年末年始は、

平成29年12月29日(金)から平成30年1月4日(木)まで

お休みをいただきます。

年内の登記をお考えの方は、12月15日(金)までにご依頼下さい。

1月4日申請をご希望の方は、ご相談下さい。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

身近な法律問題 成年年齢の満18歳引き下げについて

前号で、20歳の成年年齢を18歳に引き下げる法案を、法務大臣が秋の国会に提出する意向ということで、皆さんにアンケートの協力をお願いしたところです。ところが、突然の衆議院解散により法案の審議は先延ばしされ、肩すかしとなりましたが、各世代の方々から多数ご意見をいただきました。ありがとうございます。ここに紹介させていただきます。なお、編集の都合で原文まま掲載できなかったことをお詫びします。

さて、アンケートには18名の回答をいただきました。(内訳は以下の通り)

賛成	反対	その他
12名	5名	条件による 1名

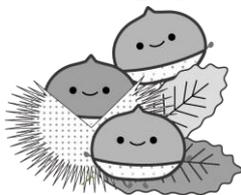
男性	女性
14名	4名

80代以上	70代	60代	50代	40代	30代	20代	10代
1名	2名	4名	1名	3名	5名	2名	0名



自由欄のご意見を紹介します。

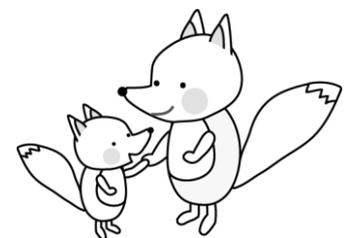
【反対のご意見】



- ・18歳といえば、世間では高校3年生。大半は労働生産性がほぼない。いわば成人に向けた準備期間であり時期尚早と考える。(30代)
- ・親の同意なしにした契約も、契約者双方に問題がなければ成立する。むしろ大学を卒業する23歳ぐらいを成年としてはどうでしょう。(60代)
- ・一般的には、社会に出てから精神的成長がされていくと思います。現代は、大学に行く人が多く20歳でも精神的成熟がされてない上に、2歳も早くなることに、何か事件に巻き込まれないか危惧しています。(50代)

【賛成のご意見】

- ・成人と規定されることが、どのような意味・意義を生ずるのかについて十分な教育を行うことが肝要。実施当初は、色々なトラブルも多発するかもしれないが、そのことが社会全体の認識を前進させると考えます。(80代以上)
- ・大人になる社会構造を考えるべきでしょう。取り戻すにはそのためには何十年の計画が必要。18歳引き下げが一つの契機になるかもしれません。(60代)
- ・成年年齢が下がり、若い世代が責任をもって意見を出せ、「子どもだから」と否定されてきた意見が「大人の意見」として人の目にふれる機会が多くなれば、世代間のギャップを少しでも埋められるのではないかと思います。(20代)
- ・十分に、18歳で自己責任能力があると思います。(20代)
- ・成人=大人、大人=自分で責任を取れる人。大人として自覚を持つような教育、社会にしていく必要があるのではないのでしょうか。問題は、既に大人といわれる我々の方にあるのではないかと考えてしまいます。(30代)



【条件付きの賛成のご意見】

- 様々な情報がスマホやSNS等を通じ複雑に交錯し、子どもの自立の必要性を促しています。子どもに社会人として自立させるには、責任を取れるようコミュニケーション体験が必要と考えます。(70代)
- 昔は15歳で元服し、大人の仲間入りをした。勿論その為の教育、特に物の考え方や躰、社会性教育の充実が必要である。(70代)
- 若者が契約判断の能力や何かあったときの対応能力が乏しく何か不正に使われてしまうのでは?という感じがします。引き下げの場合は、関連法律の改正が必要のように思われます。(40代)

その他に、少年法と関連させたご意見や、参政権と関連させたご意見をいただきました。ありがとうございました。



例えば10年後、自立心のある若者が社会に参画している姿を想像してみると、その社会は今より好ましく感じられます。その様な社会となることについては、アンケートの賛否に関わらず、皆さまの一致して良しとするところではないでしょうか。

成年年齢の引き下げによって、若者にすぐに大人としての自立心が育つというものではないでしょうが、いただいたご意見にもありましたように、私たち大人の責務として若者の自立を支えていく仕組みや教育を考える必要があるのではないかと思います。スウェーデンでは、学校の授業や運営について、生徒の意見を反映させたり、市街地の公共交通、駐車場、街灯の設置、改善に関して、若者の意見を聴取するなどし、大人が若者に対して約束したことについては実現するよう努めるといった社会参加プログラムの提供*をしているということが興味深いです。対等の関係と成功体験の積み重ねが必要ですね。教育を教師に任せきりにするのではなく地域の大人や企業が関わって、消費者教育に留まらず、働くことや社会の仕組みについて学ぶ機会を作ることも大切ではないでしょうか。



現実には、未成年者取消権が、悪質な業者からの消費者被害に対する抑止力となっていることも踏まえ、直ちに成年年齢引下げに進むのではなく、社会全体でこのことについて意見を交わし、もう少し時間をかけて変えていく努力をしていかなければならないと思います。国会の審議にも注目していきたいものです。ご協力、ありがとうございました。

ちなみに、10月24日NHKニュースウォッチ9によれば、衆議院選挙の投票率速報値が全体で53.68%のところ、18歳は50.74%、19歳は32.34%でした。こちらも、まだまだこれからです。

(佐井恵子)



*民法の成年年齢の引き下げについての最終報告書より引用

収入印紙にまつわる事件から

登記の登録免許税は、収入印紙で納めています。不動産登記など、何百万円という登録税になることもありますので、取扱いには緊張します。

2017年9月15日、登録免許税で納めている印紙を、登記を扱う法務局職員が不正に着服し、金券ショップで換金していたというニュースが報道されました。4億7千万円という額もさることながら、10年間見つからなかったことに驚きました。

知らずに使用済収入印紙を使用して、疑われることがあってはいけません。そのようなことがないように、弊所では印紙は郵便局または正規の指定郵便切手類販売者から購入しています。又、高額の登録免許税となる登記申請の受付時には、最後まで見届けるため、窓口で消印される場所まで確認をしています。また登録免許税は、その基礎となる固定資産税評価証明書と根拠となる計算式の書面をお渡しして、ご自身でも金額の確認をいただけるようにしていますので、どうぞご安心ください。
(佐井恵子)

スタッフ紹介・拡大版 ～テーブルゲームといえば～

家族、親戚が集まる年末年始。子どもも大人も盛り上がるのは、やっぱりテーブルゲームですね。



オセロ(リバーシ)

小さい子どもも大人も、一緒に対戦して楽しめるところが素晴らしいです。一時、家族で流行っていました。

(司法書士 佐井恵子)



UNO

あれやこれやと戦略を練りつつ、これは勝てる！なんて調子に乗ると、最後の最後にワイルドロー4を出され、何度

惨敗したことか(>_<) 人数が増える程、ドキドキワクワク感があって楽しいです。かなり久しぶりですが、冬休みに家族とやってみようかと思えます！

(事務局 中村佐和子)



人生ゲーム

昔、お正月に親戚が集まり遊んでいたのと同じゲームを、今、家族と楽しんでいます。

(事務局 後藤葵)



黒ひげ危機一髪

樽に入った海賊にナイフを刺す有名なゲームです！海賊を刺して飛び出した人が負けというルールなの

ですが、先日テレビ番組で見た情報では、発売当初は海賊を救出するゲームで、飛び出した人が勝ちだったとか。時代の変遷とともに、それとなくルール変更したそうです。悪い海賊を救出するって、そりゃ変な話ですよ。。。

(司法書士 山添健志)



モノポリー

私は当時、人生ゲームが欲しかったのですが、おもちゃ屋さんで年上の従兄弟が「こっちの方が面白い」から

と勝手に選んだのが日本版モノポリーでした。結局、それから何年もお正月は夢中で遊びましたが、今はどこへ行ったやら。名探偵ポワロ「消えた廃坑」では、ポワロとヘイスティングズ大尉が遊んでいて、とても懐かしかったです。
(事務局 佐井陽子)

空き家問題について考える

総務省の調査によれば、平成 25 年度の空き家率（全国）は 13.5%と過去最高を記録し、平成 5 年に空き家の数が 448 万戸だったところ、平成 25 年では 820 万戸と、この 20 年間で 1.8 倍になっています。

放置された空き家は、ゴミの不法投棄や放火の対象になりやすく、また不法侵入により犯罪の温床となり、周辺の治安悪化を招くなど、さまざまな問題を引き起こします。

この空き家のほとんどは相続のタイミングで生まれます。相続人が健康で、かつ利用価値が高い家屋であれば大きな問題にはなりません、実際は高齢者間での相続も多く、住宅の立地や古さにより、管理や売却が困難であることもしばしばです。更地にするにも解体費用がかかり、更地にすると逆に土地の固定資産税が増額されるという税制上の問題もあります。

これを国も見過ごすことができず、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を成立させ、持ち主の責務が明確にされることとなり、市町村による立ち入り調査、強制撤去も可能とされました。従来はポロポロの空き家でも、住宅が建っていることで固定資産税等の軽減措置が受けられましたが、今後は対象外とされることがあります。

空き家を防ぐ第一歩は、空き家の持ち主や相続人が他人事とせず、その地域全体の問題と考える姿勢が大切になります。

個人で行動することはなかなか難しいものですが、我々司法書士であれば遺言書や相続登記等、様々なサポートやご提案が可能ですので、是非ご相談ください。

（山添健志）



ご近所探訪 ～天満天神繁昌亭編～

佐井事務所から徒歩10分、国道1号線沿いを東に、南森町まで進み、日本一長い商店街・天神橋筋商店街を南に折れると「大阪天満宮参詣道」と書かれた大きな提灯が見えてきます。ここを左に曲がってすぐ、両脇にのぼりと柳の木が立った瓦葺の建物が、天満天神繁昌亭です。軒にたくさんの提灯が吊してありますが、建物の中、客席から天井を見上げると、こちらにもぎっしりと提灯が！「大阪に落語の定席を復活させよう！」と繁昌亭建設に寄付を行った方々の名前がこの提灯に書いてあります。その数、内外あわせて約1500個というから驚きです。敷地も、お隣の大阪天満宮の土地で、地域の活性化のために、と無料で貸してくれているそうです。まさに地域と落語ファンが一致団結して造り上げた寄席といえます。



地域といえば、NHKの朝ドラ「わろてんか」のモデルとなった吉本吉兵衛・せい夫婦の最初の寄席、第二文芸館もこの近くにあったそうです。古くからの笑いの町・天満で、是非落語をお楽しみください。

（佐井陽子）

休眠会社・休眠一般法人が整理されます！

平成29年10月12日に、12年以上登記がされていない株式会社、5年以上登記がされていない一般社団法人及び一般財団法人に宛てて、登記所から通知書が発送されています。

平成29年12月12日までに、「事業を廃止していない」旨の届出をしない場合、解散したものとみなされ、職権で解散登記がなされますのでご注意ください。

※本店移転の登記をしていない場合等は、旧本店宛てに通知書が発送されますので、ご注意ください。

(山添健志)

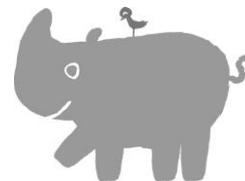


社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。木ノ宮圭造法律事務所様、beyond 社会保険労務士法人様、空野佳弘法律事務所様、七転八起 岸本正明様、宮崎和子様、滑羅秀喜様 株式会社エム・アンド・ティシステムエンジニアリング 松本典子様 事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・2017年11月4日(土)神戸大学において日本家族(社会と法)学会第34回学術大会を聴講しました。キーワードは、「高齢社会」と「家族の多様化」。外国法や日本の社会の変遷といったところから学者・実務家による様々なアプローチ。家族法は、社会や生活に身近な法律です。あまり知られていませんが、学会は誰でも聴講できます。
- ・相続人がどんどん増えて、15年程前から進んでは止まり、また進んでは止まっていた相続の登記がようやく出来上がりました。相続登記はお早めに。時間が経てばたつほど相続は複雑になる一方です。
- ・私事ですが、チェロを始めて10年になります。気がつけば、ピアノを超えました。練習をしないので一向に上手になりませんが、ようやくバッハの無伴奏チェロ組曲を習うところまで来ました。「楽しい！」が原動力です。
- ・自筆証書遺言のセミナーに参加したいと仰っていただくことがあります。来年、ご案内しますのでお楽しみになさってください。
- ・事務所案内の冊子をリニューアルしました。以前と違うところは、私たちの理念や社会貢献活動について紹介しているところです。必要な方はお声かけ下さい。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>